［削る］

［削る］

［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第百三十七条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第百三十八条　第百三十六条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八付属書一に規定する方式

2　第百三十六条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第百三十九条　第百三十六条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

別表第一（第五条、第十三条関係）

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一～十七	［略］	［略］	［略］
十八	液化石油ガスメーターを製造する事業	［略］	次のいずれかの設備 一　基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計 二・三　［略］
十九～二十七	［略］	［略］	［略］
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業	［略］	次のいずれかの設備 一　基準液柱型圧力計 二　基準重錘型圧力計
二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	［略］	

別表第一（第五条、第十三条関係）

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一～十七	［略］	［略］	［略］
十八	液化石油ガスメーターを製造する事業	［略］	次のいずれかの設備 一　基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準浮ひょ型密度計又は基準比重浮ひょう 二・三　［略］
十九～二十七	［略］	［略］	［略］
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業	［略］	基準液柱型圧力計 ［新設］
二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	［略］	［新設］